

平成30年12月

**第197回国会（臨時会）
通過議案要旨集**

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、平成30年12月10日現在で取りまとめたものです。

目 次

I	第197回国会（臨時会）議案審議等概況	1
II	第197回国会（臨時会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	4
	○参法	8
	○予算	15
	○条約	15
	○承諾	15
	○決算・国有財産等	16
	○決議案	17
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会	19
	○総務委員会	23
	○法務委員会	26
	○外務委員会	30
	○文部科学委員会	33
	○厚生労働委員会	37
	○農林水産委員会	41
	○国土交通委員会	46
	○安全保障委員会	51
	○予算委員会	52
	○議院運営委員会	54
	○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	55
	○消費者問題に関する特別委員会	57
IV	通過議案概要一覧	59
V	決算等概要一覧	65
	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	67

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。

会派略称	会派名
自民	自由民主党
立憲	立憲民主党・市民クラブ
希望	希望の党・無所属クラブ（～平成30年5月7日）
国民	国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～）
公明	公明党
無会	無所属の会
共産	日本共産党
維新	日本維新の会
社民	社会民主党・市民連合
希望	希望の党（平成30年5月7日～）
未来	未来日本
自由	自由党（～平成30年9月13日解消、10月18日～）
無	無所属

（注）上記会派略称中、「希望」が「希望の党・無所属クラブ」と「希望の党」のいずれかを指すかについては、それぞれのページで※印を付して欄外に注記しています。

I 第197回国会（臨時会）議案審議等概況

1 会 期

平成30年10月24日から12月10日までの48日間

2 議案件数

閣 法 17件（成立 15件、継続 1件、審査未了 1件）

衆 法 40件（成立 7件、継続 33件）

参 法 75件（成立 2件、参議院審査未了 1件、
参議院未付託未了 72件）

予 算 2件（成立 2件）

条 約 3件（承認 3件）

承諾を求めるの件 2件（継続 2件）

決 算 等 10件（本院議了 2件、継続 6件、審査未了 2件）

決 議 案 2件（否決 2件）

（参考）

委員会決議 1件（文部科学委員会）

Ⅱ 第197回国会（臨時会）議案審査経過

〔閣法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会			本会議			委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日		審議結果
196	サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案（内閣提出、第196回国会閣法第45号）	内閣	10/24	11/22	可決		11/27	可決	12/4	可決	12/5	可決	
196	水道法の一部を改正する法律案（第196回国会閣法第48号）（参議院送付）	厚生労働	12/5	12/5	可決		12/6	可決	12/4	可決	12/5	可決	
196	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第196回国会閣法第56号）	内閣	10/24					閉会中 審査					
196	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出、第196回国会閣法第57号）	地方創生	10/24		審査 未了								
197	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	法務	11/13	11/27	修正	有	11/27	修正	12/8	可決	12/8	可決	
197	原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	文部科学	11/16	11/21	可決		11/22	可決	12/4	可決	12/5	可決	
197	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	内閣	11/14	11/16	可決		11/20	可決	11/22	可決	11/28	可決	11/30 (82)
197	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	内閣	11/14	11/16	可決		11/20	可決	11/22	可決	11/28	可決	11/30 (83)
197	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案（内閣提出第5号）	国土交通	11/16	11/21	可決	有	11/22	可決	11/29	可決	11/30	可決	12/7 (89)
197	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	法務	11/14	11/16	可決		11/20	可決	11/22	可決	11/28	可決	11/30 (85)
197	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	法務	11/14	11/16	可決		11/20	可決	11/22	可決	11/28	可決	11/30 (86)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
197	漁業法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第8号)	農林水産	11/15	11/28	可決	有	11/29	可決	12/7	可決	12/8	可決	
197	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)	農林水産	11/14	11/20	可決	有	11/22	可決	11/29	可決	11/30	可決	12/7 (88)
197	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	安全保障	11/13	11/16	可決		11/20	可決	11/22	可決	11/28	可決	11/30 (87)
197	食品表示法の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)	消費者問題	11/15	11/21	可決	有	11/22	可決	12/5	可決	12/8	可決	
197	地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第12号)	倫理選挙	11/19	11/21	可決		11/22	可決	12/5	可決	12/8	可決	
197	天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案(内閣提出第13号)	内閣	11/28	11/30	可決	有	12/4	可決	12/6	可決	12/8	可決	

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
195	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外16名提出、第195回国会衆法第4号)	内閣	10/24					閉会中 審査					
195	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(後藤祐一君外14名提出、第195回国会衆法第5号)	総務	10/24					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
195	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外6名提出、第195回国会衆法第8号)	法 務	10/24				閉会中 審査					
196	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(階猛君外4名提出、第196回国会衆法第2号)	震災復興	10/24				閉会中 審査					
196	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(階猛君外4名提出、第196回国会衆法第3号)	震災復興	10/24				閉会中 審査					
196	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(階猛君外4名提出、第196回国会衆法第4号)	震災復興	10/24				閉会中 審査					
196	東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案(階猛君外4名提出、第196回国会衆法第5号)	震災復興	10/24				閉会中 審査					
196	対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案(柿沢未途君外5名提出、第196回国会衆法第6号)	環 境	10/24				閉会中 審査					
196	原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(長妻昭君外5名提出、第196回国会衆法第7号)	経済産業	10/24				閉会中 審査					
196	主要農作物種子法案(後藤祐一君外8名提出、第196回国会衆法第13号)	農林水産	10/24				閉会中 審査					
196	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第18号)	農林水産	10/24				閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
196	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第19号)	農林水産	10/24				閉会中 審査					
196	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(後藤祐一君外13名提出、第196回国会衆法第21号)	内 閣	10/24				閉会中 審査					
196	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外13名提出、第196回国会衆法第22号)	決算行政監視	10/24				閉会中 審査					
196	畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外6名提出、第196回国会衆法第23号)	農林水産	10/24				閉会中 審査					
196	国家公務員法等の一部を改正する法律案(後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第30号)	内 閣	10/24				閉会中 審査					
196	国家公務員の労働関係に関する法律案(後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第31号)	内 閣	10/24				閉会中 審査					
196	公務員庁設置法案(後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第32号)	内 閣	10/24				閉会中 審査					
196	農業者戸別所得補償法案(長妻昭君外6名提出、第196回国会衆法第33号)	農林水産	10/24				閉会中 審査					
196	性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第35号)	内 閣	10/24				閉会中 審査					
196	民法の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外4名提出、第196回国会衆法第37号)	法 務	10/24				閉会中 審査					
196	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(吉田統彦君外9名提出、第196回国会衆法第38号)	厚生労働	10/24				閉会中 審査					
196	保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(西村智奈美君外9名提出、第196回国会衆法第39号)	厚生労働	10/24				閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
196	産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第40号）	厚生労働	10/24				閉会中 審査					
196	児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（岡本充功君外10名提出、第196回国会衆法第41号）	厚生労働	10/24				閉会中 審査					
196	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（細田博之君外6名提出、第196回国会衆法第42号）	憲法審査会	10/24				閉会中 審査					
196	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案（鷺尾英一郎君外9名提出、第196回国会衆法第43号）	国土交通	10/24				閉会中 審査					
197	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第1号）	審査省略				11/20	可決	11/28	可決	11/28	可決	11/30 (84)
197	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（森山浩行君外5名提出、衆法第2号）	倫理選挙	12/7				閉会中 審査					
197	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（森山浩行君外9名提出、衆法第3号）	倫理選挙	12/7				閉会中 審査					
197	政治資金規正法の一部を改正する法律案（森山浩行君外10名提出、衆法第4号）	倫理選挙	12/7				閉会中 審査					
197	特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第5号）	審査省略				12/4	可決	12/6	可決	12/8	可決	
197	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第6号）	審査省略				12/4	可決	12/6	可決	12/8	可決	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
197	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案(国土交通委員長提出、衆法第7号)	審査省略					12/4	可決	12/6	可決	12/8	可決	
197	建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出、衆法第8号)	審査省略					12/4	可決	12/6	可決	12/8	可決	
197	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出、衆法第9号)	審査省略					12/4	可決	12/6	可決	12/8	可決	
197	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第10号)	審査省略					12/6	可決	12/6	可決	12/8	可決	
197	公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(逢坂誠二君外12名提出、衆法第11号)	内閣	12/7					閉会中 審査					
197	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外10名提出、衆法第12号)	内閣	12/7					閉会中 審査					
197	学校教育の情報化の推進に関する法律案(遠藤利明君外6名提出、衆法第13号)	文部科学	12/7					閉会中 審査					

[参 法]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
197	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君提出、参法第1号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
197	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第2号）											審議 未了	
197	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第3号）											審議 未了	
197	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（藤巻健史君提出、参法第4号）											審議 未了	
197	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第5号）											審議 未了	
197	柔道整復師法の一部を改正する法律案（藤巻健史君提出、参法第6号）											審議 未了	
197	政治資金規正法の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第7号）											審議 未了	
197	租税特別措置法の一部を改正する法律案（藤巻健史君提出、参法第8号）											審議 未了	
197	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第9号）											審議 未了	
197	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第10号）											審議 未了	
197	国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案（藤巻健史君提出、参法第11号）											審議 未了	
197	教育無償化等制度改革の推進に関する法律案（浅田均君提出、参法第12号）											審議 未了	
197	国会法の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第13号）											審議 未了	
197	政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案（藤巻健史君提出、参法第14号）											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
197	独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案（藤巻健史君提出、参法第15号）											審議 未了	
197	農地法の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第16号）											審議 未了	
197	労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案（浅田均君提出、参法第17号）											審議 未了	
197	地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案（藤巻健史君提出、参法第18号）											審議 未了	
197	大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第19号）											審議 未了	
197	地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案（藤巻健史君提出、参法第20号）											審議 未了	
197	児童福祉法の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第21号）											審議 未了	
197	国家公務員法の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第22号）											審議 未了	
197	地方自治法の一部を改正する法律案（藤巻健史君提出、参法第23号）											審議 未了	
197	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（浅田均君提出、参法第24号）											審議 未了	
197	道州制への移行のための改革基本法案（藤巻健史君提出、参法第25号）											審議 未了	
197	消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案（浅田均君提出、参法第26号）											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
197	医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案（浅田均君提出、参法第27号）											審議 未了	
197	医療法等の一部を改正する法律案（藤巻健史君提出、参法第28号）											審議 未了	
197	世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案（浅田均君提出、参法第29号）											審議 未了	
197	災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による要請に関する法律案（藤巻健史君提出、参法第30号）											審議 未了	
197	地方教育行政改革の推進に関する法律案（浅田均君提出、参法第31号）											審議 未了	
197	国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案（浅田均君提出、参法第32号）											審議 未了	
197	森林法の一部を改正する法律案（藤巻健史君提出、参法第33号）											審議 未了	
197	領域等の警備に関する法律案（藤巻健史君提出、参法第34号）											審議 未了	
197	原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案（藤巻健史君提出、参法第35号）											審議 未了	
197	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（藤巻健史君提出、参法第36号）											審議 未了	
197	地方自治法の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第37号）											審議 未了	
197	労働基準法の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第38号）											審議 未了	
197	公職選挙法の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第39号）											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
197	公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案(浅田均君提出、参法第40号)											審議 未了	
197	労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案(藤巻健史君提出、参法第41号)											審議 未了	
197	個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君提出、参法第42号)											審議 未了	
197	公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案(浅田均君提出、参法第43号)											審議 未了	
197	財政法の一部を改正する法律案(浅田均君提出、参法第44号)											審議 未了	
197	健康保険法の一部を改正する法律案(藤巻健史君提出、参法第45号)											審議 未了	
197	高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君提出、参法第46号)											審議 未了	
197	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(浅田均君提出、参法第47号)											審議 未了	
197	保育士給与の官民格差の是正に関する法律案(藤巻健史君提出、参法第48号)											審議 未了	
197	特定土砂等の管理に関する法律案(藤巻健史君提出、参法第49号)											審議 未了	
197	土地の掘削等の規制に関する法律案(藤巻健史君提出、参法第50号)											審議 未了	
197	土砂等の置場の確保に関する法律案(藤巻健史君提出、参法第51号)											審議 未了	
197	生活保護法の一部を改正する法律案(浅田均君提出、参法第52号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
197	当せん金付証券法の一部を改正する法律案 (浅田均君提出、参法第53号)											審議 未了	
197	競馬法の一部を改正する法律案(浅田均君提出、参法第54号)											審議 未了	
197	自転車競技法の一部を改正する法律案(浅田均君提出、参法第55号)											審議 未了	
197	小型自動車競走法の一部を改正する法律案 (浅田均君提出、参法第56号)											審議 未了	
197	モーターボート競走法の一部を改正する法律案 (浅田均君提出、参法第57号)											審議 未了	
197	スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君提出、参法第58号)											審議 未了	
197	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君提出、参法第59号)											審議 未了	
197	母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君提出、参法第60号)											審議 未了	
197	違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(藤巻健史君提出、参法第61号)											審議 未了	
197	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君提出、参法第62号)											審議 未了	
197	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君提出、参法第63号)											審議 未了	
197	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(藤巻健史君提出、参法第64号)											審議 未了	
197	まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案 (浅田均君提出、参法第65号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公 布 日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
197	社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案（浅田均君提出、参法第66号）											審議 未了	
197	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（藤巻健史君提出、参法第67号）											審議 未了	
197	都市計画法の一部を改正する法律案（藤巻健史君提出、参法第68号）											審議 未了	
197	外国人労働者等の出入国及び在留の適切な管理に関する法律案（櫻井充君外1名提出、参法第69号）								審査 未了				
197	国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案（藤巻健史君提出、参法第70号）											審議 未了	
197	政治資金規正法の一部を改正する法律案（藤巻健史君提出、参法第71号）											審議 未了	
197	国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（大野元裕君外1名提出、参法第72号）											審議 未了	
197	中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（浜口誠君外1名提出、参法第73号）											審議 未了	
197	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、参法第74号）	厚生労働	12/8	12/10	可決		12/10	可決			12/8	可決	
197	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案（厚生労働委員長提出、参法第75号）	厚生労働	12/8	12/10	可決		12/10	可決			12/8	可決	

〔予 算〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
197	平成30年度一般会計補正予算（第1号）	予 算	10/24	11/2	可決		11/2	可決	11/7	可決	11/7	可決
197	平成30年度特別会計補正予算（特第1号）	予 算	10/24	11/2	可決		11/2	可決	11/7	可決	11/7	可決

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
197	経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	11/20	11/28	承認		11/29	承認	12/6	承認	12/8	承認
197	日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	11/20	11/28	承認		11/29	承認	12/6	承認	12/8	承認
197	社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	11/14	11/21	承認		11/22	承認	11/29	承認	11/30	承認

〔承 諾〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
196	平成29年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第196回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/24					閉会中 審査				

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日
196	平成29年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第196回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/24				閉会中審査				

〔決算・国有財産等〕

<決 算>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	平成28年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	10/24				閉会中審査	/
	平成28年度特別会計歳入歳出決算							
	平成28年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成28年度政府関係機関決算書							
197	平成29年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	12/7				閉会中審査	
	平成29年度特別会計歳入歳出決算							
	平成29年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成29年度政府関係機関決算書							

<国有財産>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	10/24				閉会中審査	/
195	平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	10/24				閉会中審査	
197	平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	12/7				閉会中審査	
197	平成29年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	12/7				閉会中審査	

<NHK決算>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
190	日本放送協会平成26年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	10/24	11/29	異議がない	12/4	異議がない	/
192	日本放送協会平成27年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	10/24	11/29	異議がない	12/4	異議がない	
195	日本放送協会平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	10/24		審査未了			
197	日本放送協会平成29年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	12/7		審査未了			

〔決議案〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
197	法務委員長葉梨康弘君解任決議案（辻元清美君外1名提出、決議第1号）	審査省略				11/20	否決
197	法務大臣山下貴司君不信任決議案（辻元清美君外6名提出、決議第2号）	審査省略				11/27	否決

（参 考）

<委員会決議>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
197	特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する件	文部科学	11/30

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案（内閣提出、第196回国会閣法第45号）要旨

本案は、サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣（以下「本部長等」という。）その他関係事業者等を構成員とするサイバーセキュリティ協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとするとともに、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務をサイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）の所掌事務に追加する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 協議会の組織等

- 1 本部長等は、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、協議会を組織するものとする。
- 2 本部長等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、国の関係行政機関の長、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者、大学その他の教育研究機関その他本部長等が必要と認める者等を構成員として加えることができるものとする。
- 3 協議会は、1の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができるものとする。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないものとする。
- 4 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

二 本部の所掌事務の追加及び当該事務の委託等

- 1 本部の所掌事務にサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関するものを追加するものとする。
- 2 本部は、1の事務の一部を、サイバーセキュリティに関する事象が発生

した場合における国内外の関係者との連絡調整について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人に委託することができるものとする。

三 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする。

四 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当等の額を改定するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を改定すること。

二 勤勉手当の支給月数を年間0.05月分引き上げること。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成30年4月1日に遡って適用すること。

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこと。

二 内閣総理大臣等の特別職の職員（秘書官を除く。）の期末手当の支給月数について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間0.05月分引き上げること。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成30年4月1日に遡って適用すること。

○天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を

休日とするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とするものとする
こと。

二 附則

1 この法律は、公布の日から施行し、天皇の退位等に関する皇室典範特例
法第2条の規定による天皇の即位に関して適用するものとする。

2 一により休日となる日は、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝
日として、同法第3条第2項及び第3項の規定の適用があるものとするこ
と。

3 一及び二の2により休日となる日は、他の法令の規定の適用については、
国民の祝日に関する法律に規定する休日とするものとする。

(附帯決議)

本法の施行により、来年の4月27日から5月6日まで、土曜日、日曜日を含
めて最大10日連続の休日となるため、奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期
待される等長期間にわたる休日について歓迎する声がある一方で、国民生活に
与える様々な影響への懸念も生じている。

よって政府は、本法の施行による長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支
障を来すことのないよう、次の事項に万全を期すべきである。

一 国民が天皇の即位をお祝いし、長期間にわたる休日を安全に安心して過ご
すことができるよう、電気、ガス、水道等のライフラインの維持はもとより、
金融システムの稼働、災害時の対応等に関し、関係機関の緊密な連携協力の
下、十全な体制が取られること。

二 長期間にわたる医療機関等の休業により患者の治療等に支障を来すこと
のないよう、当該期間中における各医療機関等の休業日等の周知徹底、休日
における医療機関等相互の連携協力体制の確実な運営の確保等、適切な対応が
取られること。

三 当該期間中及びその前後に、各交通機関の大混雑、宿泊施設の不足等の混
乱が予想されるため、関係機関・団体等の密接な連携協力の下、これらの混
乱をできるだけ避けるよう、適切な対応が取られること。

四 需要の増加により混乱を来すことが懸念される運輸業、小売業等において、
予想される状況についての業界による周知徹底等により、取引先、消費者等
の理解と協力が得られるようにすること。

五 当該期間中に勤務する労働者が長時間労働をすることなく、また、休日の

増加が時給制や日給制によって雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう、各事業主等において適切な対応が取られること。

六 当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもの保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等についてその事業主ができるだけ配慮するようにすること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること等、適切な対応が取られること。

七 新年度を迎えた直後の学生、生徒、児童及び園児が長期間にわたる休日により心身に影響を被る可能性に十分留意し、これらの者の心身の健康が保たれるよう、関係機関の連携協力により適切な対応が取られること。

【総務委員会】

○日本放送協会平成26年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の平成26年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額9,900億5,181万2千円、負債総額3,310億2,434万1千円、純資産総額6,590億2,747万円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額9,971億3,000万3千円、負債総額3,305億5,142万8千円、純資産総額6,665億7,857万5千円である。

番組アーカイブ業務勘定は、資産総額2億9,295万4千円、負債総額78億4,405万9千円、純資産総額△75億5,110万4千円である。

受託業務等勘定は、資産総額5,645万1千円、負債総額5,645万1千円である。

2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入6,748億2,393万5千円、経常事業支出6,576億8,156万1千円、経常事業収支差金171億4,237万4千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は398億3,880万8千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入6,730億3,027万3千円、経常事業支出6,561億1,080万3千円、経常事業収支差金169億1,946万9千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は396億1,514万3千円であり、そのうち386億1,093万6千円は建設積立金に繰り入れ、10億420万7千円は事業収支剰余金となり、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

番組アーカイブ業務勘定は、経常事業収入18億8,419万円、経常事業支出16億6,128万5千円、経常事業収支差金2億2,290万5千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金は2億2,366万4千円によって、欠損金が同額減少している。

受託業務等勘定は、経常事業収入13億8,521万6千円、経常事業支出11億

6,218万7千円、経常事業収支差金2億2,302万9千円である。当期事業収支差金は、この経常事業収支差金と同額であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは1,142億393万6千円、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,495億1,747万4千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△6億2,904万3千円である。現金及び現金同等物の年度末残高は、359億4,258万円減少し、1,127億6,565万9千円である。

○日本放送協会平成27年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の平成27年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額1兆363億5,458万2千円、負債総額3,483億9,512万6千円、純資産総額6,879億5,945万5千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額1兆432億9,645万5千円、負債総額3,478億5483万円、純資産総額6,954億4,162万4千円である。

番組アーカイブ業務勘定は、資産総額2億9,408万円、負債総額77億7,625万2千円、純資産総額△74億8,216万9千円である。

受託業務等勘定は、資産総額1億3,117万3千円、負債総額1億3,117万3千円である。

2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入6,879億4,423万円、経常事業支出6,690億125万3千円、経常事業収支差金189億4,297万7千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は289億3,198万4千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入6,859億7,269万4千円、経常事業支出6,670億9,849万2千円、経常事業収支差金188億7,420万2千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金

は288億6,304万9千円であり、そのうち9億6,332万8千円は資本支出に充当し、278億9,972万1千円は建設積立金に繰り入れている。

番組アーカイブ業務勘定は、経常事業収入20億1,737万7千円、経常事業支出19億4,860万2千円、経常事業収支差金6,877万4千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金6,893万4千円によって、欠損金が同額減少している。

受託業務等勘定は、経常事業収入14億5,879万6千円、経常事業支出12億2,696万8千円、経常事業収支差金2億3,182万8千円である。当期事業収支差金は、この経常事業収支差金と同額であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは991億1,308万4千円、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,199億4,215万7千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△8億7,222万9千円である。現金及び現金同等物の年度末残高は、217億130万2千円減少し、910億6,435万7千円である。

【法務委員会】

○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設け、その運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 出入国管理及び難民認定法の一部改正

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する「特定技能1号」及び同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する「特定技能2号」の在留資格を創設すること。
- 2 特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、政府は、本制度の運用に関する基本方針を定めなければならないものとするとともに、法務大臣は、基本方針にのっとり、受入れ分野を所管する関係行政機関の長等と共同して、分野別運用方針を定めなければならないものとする。
- 3 特定技能外国人が受入れ機関と締結する雇用契約は、報酬等に関する事項及び当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項に関し、所要の基準に適合するものでなければならないものとする。
- 4 「特定技能1号」の受入れ機関は、所要の基準に適合する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画を作成しなければならないものとする。

二 法務省設置法の一部改正

- 1 法務省の外局として出入国在留管理庁を置き、同庁の長を出入国在留管理庁長官とすること。
- 2 出入国在留管理庁の任務として、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること及び上記の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること等を定めること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成31年4月1日から施行するものとする。
- 2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、特定技能の在留資格に係る制度の在り方について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(修正要旨)

- 一 分野別運用方針に定める事項のうち、当該分野別運用方針において定める産業上の分野における人材の不足の状況に関する事項について、当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況に関する事項を含む旨を明記すること。
- 二 受入れ機関が実施する「特定技能1号」の外国人の支援について、「特定技能1号」の外国人と日本人との交流の促進に係る支援を含む旨を明記すること。
- 三 政府は、特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

四 検討条項の修正

- 1 政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 特定技能の在留資格に係る制度の在り方に関する検討について、「施行後3年を経過した場合」から「施行後2年を経過した場合」に改めるとともに、地方公共団体の関与の在り方、特定技能の在留資格に係る技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び技能実習の在留資格に係る制度との関係に関する検討を含む旨を明記すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 特定技能外国人の受入れに当たっては、生産性向上や国内人材の確保のた

- めの取組を十分に行ってもなお人手不足の状況にある分野であることを客観的データ等を用いて適切に判断し、かつ、所要の技能を有することを試験等により正確に判定し、制度の趣旨を踏まえた人材の受入れを行うこと。
- 二 分野別運用方針に記載する受入れ見込み数は、本法律案の審議に当たり政府が答弁で明らかにしたとおり、当該分野の雇用情勢全般に関わる事項についての大きな変化が生じない限り、受入数の上限として運用すること。
- 三 特定技能2号の在留資格については、既存の専門的・技術的な就労資格と同様の高い水準の技能を求めるものとし、我が国の産業、雇用及び国民生活に与える影響に十分に配慮しつつ、熟練した技能を有する人材を外国人により確保することが真に必要な分野に限って受入れを行うなど、厳格な運用に努めること。
- 四 特定技能外国人の送出国における悪質なブローカーの介在等を防止しつつ有為の外国人材を受け入れるため、国内外における所要の広報・説明を含め、実効性のある方策を講ずること。
- 五 特定技能外国人が適正な賃金の支払を受け、公正な処遇を受けるよう、特定技能雇用契約の適格性を厳正に審査し、特定技能所属機関及び登録支援機関に対し、賃金の支払状況や支援の実施状況等についての監督を十分に行うこと。
- 六 特定技能外国人を含む中長期在留者について、今後取りまとめが予定されている外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に基づき、日本語教育の充実や関係地方自治体への支援を含め、共生のための取組を積極的に推進すること。
- 七 在留外国人に対する社会保障制度の適正な適用を確保するために、関係機関の連携を強化し、効果的な方策を検討すること。
- 八 技能実習制度について、平成29年11月に施行された新法に基づき、技能実習生の保護を適切に行い、失踪者の減少に努め、実習実施機関や監理団体に不適正な行為があるときは厳正に対処するほか、法務省において、新法の運用状況を速やかに検証し、その結果に応じて必要な措置をとること。
- 九 不法滞在者や失踪技能実習生を含む在留資格に応じた活動を行わない外国人を不法に雇い入れる雇用主の責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。
- 十 我が国に適法に在留する外国人労働者の権利利益が十分に保護されることの重要性に鑑み、関係機関の連携の下、法令違反、不正行為に対する厳格な

対応を行うとともに、ワンストップ型の相談窓口を設けるなどして、外国人労働者が相談をしやすい仕組みの構築を検討すること。

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）

要旨

本案は、一般の政府職員について、平成30年度の給与改定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることに伴い、判事補等の報酬月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、平成30年4月1日に遡って適用することとしている。

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）

要旨

本案は、一般の政府職員について、平成30年度の給与改定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることに伴い、9号以下の俸給を受ける検事等の俸給月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、平成30年4月1日に遡って適用することとしている。

【外務委員会】

○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国と欧州連合との間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 物品の貿易について、協定に別段の定めがある場合を除き、各々の譲許表に従って、関税を引き下げ、又は撤廃することのほか、内国民待遇、輸出税の禁止等について規定すること。
- 二 貿易の円滑化について、予見可能性・一貫性・透明性のある方法で貿易関連法令を適用すること、税関手続の簡素化を図ること等について規定すること。
- 三 投資の自由化について、企業の設立又は運営に関し、企業数の制限等の禁止、内国民待遇、最恵国待遇、現地調達等の特定措置の履行要求の禁止等について規定すること。
- 四 国境を越えるサービスの貿易について、サービス提供者数の制限等の禁止、内国民待遇、最恵国待遇等について規定すること。
- 五 電子商取引について、締約国間の電子的な送信に対する関税賦課の禁止、他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コードの移転要求又は当該ソース・コードへのアクセス要求の禁止等について規定すること。
- 六 政府調達について、調達計画等の公示、参加のための条件、供給者の資格審査等について規定するとともに、日本の地方独立行政法人等による調達をこの協定の適用対象とすること等を規定すること。
- 七 著作権、商標、意匠、特許等知的財産の保護及び権利行使について規定するとともに、双方の農産品及び酒類の地理的表示について高いレベルでの保護を与えることを規定すること。
- 八 上場会社に関する全ての重要な事項の適時かつ正確な開示を行う企業統治の枠組みの重要性を認識し、企業統治の枠組みには、株主の権利及び所有の機能並びに取締役会の役割についての規定を含むことを規定すること。
- 九 貿易及び持続可能な開発について、自国の法令及び関連政策が高い水準の環境及び労働に関する保護を定めるよう努めること、国内の環境又は労働法令で定める保護の水準の緩和又は引下げを通じて貿易又は投資を奨励しては

ならないこと等を規定すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について規定している。

○日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国及び欧州連合締約者（欧州連合及び欧州連合構成国）の両締約者の間で、全般的なパートナーシップの強化等を目的として幅広い分野において対話、協力等を促進すること等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、両締約者が共通の関心事項に関する政治的な協力及び分野別の協力並びに共同行動を促進することにより、両締約者間の全般的なパートナーシップを強化すること等を行うことを目的とすること。
- 二 両締約者は、一の目的を達成するため、相互尊重、平等なパートナーシップ及び国際法の尊重の原則に基づいてこの協定を実施すること。
- 三 両締約者は、民主主義、法の支配、人権及び基本的自由という共通の価値及び原則、平和及び安全の促進、科学技術、海洋問題等この協定に定める広範な分野において協力すること。
- 四 両締約者の代表者から成る合同委員会を設置し、同委員会は、この協定によって構築される全般的なパートナーシップを調整すること等を行うこと。
- 五 日本国及び欧州連合は、一部の規定をこの協定の効力発生までの間暫定適用することとし、その適用は、日本国が欧州連合に対し日本国による批准が完了した旨を通告した日又は欧州連合が日本国に対し当該適用に必要な関係する法的手続を完了した旨を通告した日のいずれか遅い日の属する月の翌々月の初日に開始すること。

○社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、年金制度への強制加入に関する法令の適用について日中両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に一時的に派遣された被用者についての保険料の二重負担の問題を解決

することを主たる目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険に関する法令について適用し、中華人民共和国については、被用者基本老齢保険に関する法令について適用すること。
- 二 被用者として就労する者については、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。
- 三 被用者が、他方の締約国に派遣され一時的に就労する場合には、その派遣の最初の5年間は、一方の締約国の法令のみを適用すること。
- 四 三の派遣が5年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局等は、三の一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができること。

【文部科学委員会】

○原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）

要旨

本案は、原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会における検討を踏まえ、万が一、原子力事故が発生した場合における原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所において発生した事故における対応のうち、一般的に実施することが妥当なもの等について所要の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 原子力事故が発生した場合に、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、あらかじめ、原子力事業者に対して、損害賠償措置の概要等を定めた損害賠償の実施のための方針の作成及び公表を義務付けること。
- 二 和解等に基づく本賠償開始前の被害者への賠償を早期に実施するため、原子力事業者による迅速な仮払いの実施を促す枠組みとして、国が仮払いのための資金を貸し付ける制度を創設すること。
- 三 原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合（当該打ち切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。）において、当該和解の仲介を申し立てた者がその旨の通知を受けた日から1月以内に訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなすこと。
- 四 原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政府の援助に係る期限を延長し、平成41年12月31日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用すること。
- 五 この法律は、平成32年1月1日から施行すること。ただし、一部の規定は、公布の日から施行すること。

○特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第5号）要旨

本案は、特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与すること等を目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

- 1 「特定興行入場券」とは、興行入場券（それを提示することにより興行を行う場所に入場することができる証票）であって、不特定又は多数の者に販売され、かつ、興行主等が、販売時に、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示している等の要件に該当するものをいうこと。
- 2 「特定興行入場券の不正転売」とは、興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であって、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするものをいうこと。

二 特定興行入場券の不正転売等の禁止

- 1 何人も、特定興行入場券の不正転売及び不正転売を目的とした特定興行入場券の譲受けをしてはならないこと。
- 2 1に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。

三 興行入場券の適正な流通の確保に関する措置

- 1 興行主等は、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとともに、国及び地方公共団体は、興行主等に対し、同措置に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、特定興行入場券の不正転売に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。また、興行主等は、興行入場券について正確かつ適切な情報を提供するとともに、その販売する興行入場券の購入者等からの相談に適切に応ずるよう努めなければならないとすること。

四 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。
- 2 文部科学省設置法（平成11年法律第96号）の一部を改正し、文部科学省の所掌事務に、興行入場券の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整に関することを追加すること。

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第6号）要旨

本案は、我が国の経済社会を更に発展させるためには科学技術・イノベーション創出の活性化を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現することが極めて重要であることに鑑み、科学技術・イノベーション創出の活性化を図るため、産学官連携によるイノベーションの創出の促進、研究開発法人及び大学等の経営能力の強化の推進、若年者である研究者の雇用の安定、特定公募型研究開発業務に係る基金の設置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的において科学技術・イノベーション創出の活性化を通じた知識・人材・資金の好循環の実現の重要性を明記するとともに、題名を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改めること。
- 二 大学及び研究開発法人は、社会からのニーズに的確かつ迅速に応えられるよう経営能力の強化に取り組むとともに、国は、その取組の支援等必要な施策を講ずること。
- 三 産学官連携とベンチャー創出力・成長力の強化
 - 1 組織的な産学官連携の推進に向けた大学及び研究開発法人の体制整備等について定めること。
 - 2 大学又は研究開発法人発のベンチャーへの支援の強化等のため、研究開発法人による出資の拡大及び大学又は研究開発法人発のベンチャーへのライセンス・サービスの提供の特例等について定めること。
- 四 新たな政策ニーズに対応して迅速に研究開発プログラムを立ち上げることができるよう、補正予算等が措置された場合に、個別の法改正によらず、資金配分機関に基金を造成できることとすること。
- 五 女性及び外国人研究者等の活躍促進に加え、新たに若手研究者が安定かつ自立して研究できる環境の整備等について定めること。
- 六 その他
 - 1 地方創生への貢献又はエビデンスの活用による科学技術・イノベーション政策の推進等について定めること。
 - 2 科学技術・イノベーション創出の活性化に向けて更に検討が必要な事項について定めること。
- 七 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

＜委員会決議＞

○特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する件

近年、音楽コンサートを中心とするライブ・エンタテインメントの市場規模が大きく拡大してきている一方、その入場券が転売目的で購入され、興行主の同意を得ずに定価を大幅に超える価格で第三者に転売される例が後を絶たず、興行入場券の適正な流通が阻害されていること等が大きな問題となっている。

このような転売行為については、各都道府県の条例等に違反するとして摘発された事例もあるところであるが、最近においては、インターネット上の転売仲介サービス等を通じた興行入場券の転売行為が横行しており、現行法令では十分に対応できない状況にある。

このような状況を踏まえ、今般、「特定興行入場券」の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与すること等を目的とする「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案」を起草する運びとなった。

政府は、同法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 同法の目的が確実に達成されるよう、文部科学省をはじめ、消費者庁、経済産業省、法務省、警察庁、内閣官房、内閣府、総務省その他の関係行政機関が緊密な連携を図ることにより、事務の円滑な実施を担保すること。
- 二 同法に規定される事務の実施に万全を期すため、政府全体として必要な体制を整備すること。

右決議する。

【厚生労働委員会】

○水道法の一部を改正する法律案（第196回国会閣法第48号）（参議院送付）

要旨

本案は、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律の目的を、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することに改めること。
- 二 国、都道府県及び市町村は、水道の基盤の強化に関する施策の策定と併せ、推進又は実施に努め、水道事業者等は、その事業の基盤の強化に努めなければならないものとする。
- 三 厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本方針を定めるものとし、都道府県は、その基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができるものとする。
- 四 都道府県は、水道事業者等の市町村の区域を超えた広域連携の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会を組織することができるものとする。
- 五 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならないものとするとともに、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならないものとする。
- 六 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めるとともに、その事業に係る収支の見通しの作成及び公表に努めなければならないものとする。
- 七 地方公共団体である水道事業者等は、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設運営等事業に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定することができるものとする。
- 八 指定給水装置工事事業者の指定について、5年の更新制を導入すること。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第10号）要旨

本案は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦（以下「成育過程にある者等」という。）に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「成育過程」とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程をいい、「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等をいうこと。
- 二 成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重して推進されなければならないこと等の基本理念を定めること。
- 三 成育医療等の提供に関する施策に関する国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を規定すること。
- 四 政府は、成育医療等の提供に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないこと。
- 五 政府は、毎年1回、成育過程にある者等の状況及び成育医療等の提供に関する施策の実施の状況を公表しなければならないこと。
- 六 政府は、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）を定めなければならないこと。また、厚生労働大臣は、関係行政機関の長と協議するとともに、成育医療等協議会の意見を聴いて成育医療等基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。
- 七 国及び地方公共団体は、成育過程にある者及び妊産婦に対する医療、成育過程にある者等に対する保健、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育並びに普及啓発等の基本的施策を講ずるものとする事。
- 八 厚生労働省に、成育医療等基本方針の案の作成又は変更に際して意見を聴くため、成育医療等協議会を設置すること。

九 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第74号）要旨

本案は、造血幹細胞移植に用いられる臍帯血^{さいたいけつ}の提供について臍帯血供給事業者以外の者による不適切な事案が生じている状況に鑑み、移植に用いる臍帯血の適切な提供の推進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 臍帯血供給事業者の委託により行う場合等を除き、臍帯血供給事業者でなければ、業として、移植に用いる臍帯血の採取、調製、保存、検査若しくは引渡しをし、又は引渡しを受けてはならないこと。
- 二 臍帯血供給事業者が移植に用いる臍帯血を引き渡す場合等を除き、何人も、業として、人の臍帯血を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならないこと。
- 三 何人も、業として、二により禁止される人の臍帯血の引渡しを受けてはならないこと。
- 四 一から三に違反した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。
- 五 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案（参議院提出、参法第75号）要旨

本案は、脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下単に「循環器病」という。）が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、循環器病の予防に取り組むこと等により国民の健康寿命の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 循環器病対策に関し、循環器病の予防及び循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めるようにすること等の基本理念を定めること。
- 二 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び保健、医療又は福祉の業務に従事する者の責務を規定すること。

- 三 政府は、循環器病対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないこと。
- 四 政府は、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策推進基本計画を策定し、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。また、厚生労働大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、循環器病対策推進協議会の意見を聴いて、循環器病対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。
- 五 都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況等を踏まえ、都道府県循環器病対策推進計画を策定しなければならないこと。また、都道府県は、都道府県循環器病対策推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、循環器病対策に関係する者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、都道府県循環器病対策推進協議会が置かれている場合にあっては、その意見を聴かななければならないこと。
- 六 国及び地方公共団体は、循環器病の予防等の推進、循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る体制の整備等、医療機関の整備等、循環器病患者等の生活の質の維持向上等の基本的施策を講ずるものとする事。
- 七 厚生労働省に、循環器病対策推進基本計画の案の作成等に当たって意見を聴くため、循環器病対策推進協議会を置くこと。また、都道府県は、都道府県循環器病対策推進計画の策定等に当たって意見を聴くため、都道府県循環器病対策推進協議会を置くよう努めなければならないこと。
- 八 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【農林水産委員会】

○漁業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、最近における漁業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、漁業生産力の発展を図るため、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度について見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 漁業法の一部改正

- 1 水産資源の保存及び管理は、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、必要な場合には、漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする。
- 2 漁獲量の管理は、水産資源の採捕をしようとする者に対し、船舶等ごとにそれぞれの管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てることにより行うことを基本とする。
- 3 農林水産大臣は、漁獲割当ての対象となった大臣許可漁業のうち一定のものについて船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。
- 4 都道府県知事は、既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許し、既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許するものとする。
- 5 海区漁業調整委員会の委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命するものとする。
- 6 この法律に規定する場合を除き、特定の水産動植物の採捕を禁止するとともに、これに違反して採捕をした者等は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金に処するものとする。

二 水産業協同組合法の一部改正

- 1 販売事業を行う漁業協同組合の理事のうち1人以上は、水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないものとする。
- 2 一定規模以上の信用事業を行う漁業協同組合等は、公認会計士又は監査法人による会計監査を受けなければならないものとし、公認会計士監査への移行に関し、政府は適切な配慮をするものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範

圏内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

近年、世界で水産物需要が大きな伸びをみせている中、我が国の漁業は、資源の変動による漁獲量の減少や魚介類の消費量の低迷等厳しい状況が続いている。また、漁村地域においては、人口減少と地域経済の縮小が続いている。

こうした状況を踏まえ、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、漁業生産力の発展を図り、水面を総合的に利用するとともに、漁業・漁村が有する多面的機能の発揮及び漁村の振興を図ることが極めて重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 漁獲可能量及び漁獲割当割合の設定等に当たっては、漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映するものとする。

また、漁獲割当ての沿岸漁業への導入については、多種多様な資源を漁獲対象としている特性を十分踏まえ、資源評価の精度向上、管理手法の確立、漁業経営への影響緩和策の充実等万全の体制が整うまで慎重を期すること。

二 漁業権の存続期間の満了に際し、既存の漁業権者が漁場を「適切かつ有効」に活用している場合はその者に引き続き免許すること。「適切かつ有効」であることの判断基準を具体的かつ明確にし、漁業者等が不安なく経営を継続できるようにすること。

三 海区漁業調整委員会は、漁業者代表を中心とする組織であるという基本的性格を維持すること。このため、海区漁業調整委員会の委員の任命については、適正かつ公正な手続により行われるようにすること。

四 沖合・遠洋漁業の漁船の大型化については、関係沿岸漁業者及び漁業者団体との十分な調整を行うとともに、漁獲割当てのみならず、操業区域、漁業時期、漁具の種類等の制限措置を講じることにより、資源管理の着実な実施及び漁場の使用に関する紛争の防止が確保できることが確認された場合にのみ認めること。

五 漁業権者以外の者が実質上当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配しているような場合に特に注意を払いつつ、当該経営に関わる漁業権者が適切に漁業を行っていないと認められる場合、都道府県知事が漁業権の取消しも含めて是正措置を講じること。

- 六 都道府県知事が沿岸漁場管理団体を指定するに当たっては、地元の漁業協同組合を優先すること。また、それ以外の団体を指定しようとする場合には、地元漁業者や漁業協同組合が参画した組織を対象とすべきこと。
- 七 全漁連監査から公認会計士監査への移行に当たっては、配慮事項を確実に実施し、現場に混乱を招かないよう万全の措置を講じること。
- 八 我が国周辺海域における水産資源管理に重大な影響を与える外国漁船の違法操業等については、漁業取締体制を強化し、厳格に対応するとともに、周辺諸国・地域との協議や、地域漁業管理機関での議論の場において、我が国の立場を毅然と主張し、我が国の漁業者の安定した操業を確保すること。
- 九 今回の水産政策の改革について、現場の漁業者の十分な理解と納得が得られるよう更に丁寧な説明を継続して行うこと。
- 右決議する。

○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の適確な実施を確保するため、登録又は指定の日前から登録又は指定に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等を使用していた者等がこれらの表示を使用することを制限するとともに、広告等について特定農林水産物等に係る地理的表示の使用を規制する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 先使用期間の制限等

- 1 特定農林水産物等の登録又は指定の日前から農林水産物等に使用されていた特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等を使用できる期間(先使用期間)について、原則として登録又は指定後7年間に制限すること。
- 2 特定農林水産物等の名称を表示する際に併せて表示することとされていた登録標章の表示を任意とすること。

二 広告等における特定農林水産物等に係る地理的表示の使用規制

広告、価格表等における特定農林水産物等に係る地理的表示の使用について規制の対象とすること。

三 誤認させるおそれのある表示の規制

特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等に、当該特定農林水

産物等と誤認させるおそれのある表示を使用することを規制すること。

四 施行期日等

- 1 この法律は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から施行するものとする。
- 2 所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附帯決議)

特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物等の名称を知的財産として保護することは、生産者の利益の増進と需要者の信頼の保護に寄与するものであり、また、当該農林水産物等の生産者の努力を評価するものであることから、一次産業が経済的に大きな比重を占める農山漁村に利益をもたらさうるものであることを踏まえ、今後は海外における我が国の農林水産物等の名称を不正に使用した製品の流通の抑止等の効果が図られるよう、地理的表示の保護をさらに強化することが必要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 先使用期間の制限、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制等の新たな制度については、関係者に対する周知を徹底すること。特に、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制等については、広告等における適切な使用方法に係る判断基準を示す等運用の基準を明確にすること。
- 二 我が国と外国との地理的表示の相互保護の推進により、我が国の地理的表示が海外においても保護されるよう努めること。
- 三 海外における我が国の地理的表示を含む農林水産物等の名称等を不正に使用した製品や模倣品の監視に取り組み、そのような製品に対しては生産者団体等と連携して是正措置を求めるとともに、我が国の農林水産物等の名称の海外における第三者による商標登録が防止されるよう必要な対応を行うこと。
- 四 地理的表示保護制度の一般消費者への周知を図るとともに、我が国の登録に係る特定農林水産物等の国の内外における認知度の向上及び輸出促進に努めること。
- 五 地理的表示の登録を目指す産地が行う品質基準の設定、品質管理体制の整備等の取組について、専門家による助言等の支援を充実すること。
- 六 潜在的競争力のある特徴を備えた農林水産物等について、地理的表示保護

制度はもとより、地域団体商標制度等、多様な選択肢を踏まえた上で、生産及び流通の状況に適したブランド化の取組を促進すること。
右決議する。

【国土交通委員会】

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本方針

政府は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用は、海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋の持続可能な開発及び利用を実現することを旨として、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。

二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定

経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、一定の区域で基準に適合する海域を、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）として指定することができること。

三 公募占用計画の認定等

- 1 経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定したときは、海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を公募により選定するために、基本方針に即して、公募の実施及び促進区域内の海域の占用に関する指針を定めなければならないこと。
- 2 公募に応じようとする者は、促進区域内の海域の占用に関する計画（以下「公募占用計画」という。）を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならないこと。
- 3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基準に適合している公募占用計画について評価を行い、最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定し、占用の区域及び占用の期間を指定して、その者が提出した公募占用計画が適当である旨の認定をすること。
- 4 選定事業者は、3の認定を受けたときは、認定を受けた公募占用計画に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければ

ならないこと。また、国土交通大臣は、選定事業者から同計画に基づき占有許可の申請があった場合、許可を与えなければならず、選定事業者以外の者は、3で指定された占有期間内は、3で指定された占有区域についての占有等の許可の申請はできないこと。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に当たっては、先行利用者である漁業者の有する漁業権や船舶運航事業者の有する航路通航権等の重要な権利の調整について万全の措置をとるとともに、生物多様性への影響の回避についても配慮すること。
- 二 海洋再生可能エネルギー発電事業者が行う洋上風力発電設備の設計施工において、海洋環境の激変による海洋生物への影響を最小限にとどめるための適切な助言及び指導を行うこと。
- 三 洋上風力発電施設への投資は、陸上風力発電施設と比較し多大な経費がかかることが想定され、施設設置運営後も電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法をはじめ、各種の公的な経営安定対策が不可欠であることから、多様なエネルギー政策の一環として、長期的な視点での助言及び指導を行うこと。
- 四 洋上風力発電施設の事業者が経営破綻した場合または占有期間経過後、撤去のための資金不足により、洋上に風力発電施設が放棄されることも想定されることから、将来の撤去費用を確保することをもって当該事業者に占有許可を与える要件とすること。

○ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案（国土交通委員長提出、衆法第7号）要旨

本案は、全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、その実施状況の公表及び策定等に当たっての留意事項等

を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関する国及び地方公共団体の責務並びに事業者及び国民の努力を定めること。
- 二 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないが、地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこと。
- 三 政府は、毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならないこと。
- 四 国及び地方公共団体がユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たって、特に留意しなければならない事項を定めること。
- 五 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し、及び実施するに当たって、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 六 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現を図るため、ユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずること。
- 七 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けて、障害者、高齢者等が利用しやすい施設及び製品の普及に係る調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずること。
- 八 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国、地方公共団体、事業者、国民等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めなければならないこと。
- 九 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設けること。
- 十 この法律は、公布の日から施行すること。

○建築士法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第8号）要旨

本案は、建築士試験の受験者の減少、建築士の高齢化等の建築士をめぐる現状に鑑み、建築物の設計、工事監理等を担う優れた人材を継続的かつ安定的に確保するため、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資

格を改める等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 建築士の免許

一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であって、大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業し、建築に関する実務の経験を一定期間以上有する者等でなければ、受けることができないこと。

二 一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の見直し
大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者は、建築に関する実務の経験がなくても、一級建築士試験を受けることができるものとする等、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格について所要の見直しを行うこと。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第9号）要旨

本案は、貨物自動車運送事業の健全な発達及び事業用自動車の運転者の労働条件の改善を図るほか、貨物自動車運送事業の業務について平成36年度から時間外労働の限度時間の設定がされること等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により国民生活及び経済活動の重要な基盤である円滑な貨物流通に支障が生ずることのないよう必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可について、許可の取消しを受けた者等が許可を受けることができない期間を2年から5年へ延長する等欠格事由を拡充すること。

二 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可基準に、事業の計画が事業用自動車の安全性を確保するため適切なものであること等を明記すること。

三 運送約款の認可基準に、特別の事情がある場合を除き、運送の役務の対価としての運賃と運送の役務以外の役務等に係る料金とを区分して収受する旨が明確に定められていることを追加すること。

- 四 貨物自動車運送事業者等は、過労運転を防止するために必要な事項のほか、事業用自動車の安全性を確保するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならないことを明記すること。
- 五 貨物自動車運送事業者等について、事業の適確な遂行に関する遵守義務を定め、国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等が遵守していないと認めるときは、その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができること。
- 六 荷主は、貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法等を遵守して事業を遂行できるよう必要な配慮をする責務を有すること。また、現行の荷主への勧告に関する制度の対象に貨物軽自動車運送事業者を追加するとともに、国土交通大臣が荷主に勧告をした場合にはその旨を公表することを明記すること。
- 七 平成36年3月31日までの間、国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為をしている疑いのある荷主に対し、貨物自動車運送事業者が同法等を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について理解を得るために必要な措置を講ずることができること。また、荷主が当該行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し要請することができ、要請を受けた荷主がなお当該行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し勧告することができること。
- 八 平成36年3月31日までの間、国土交通大臣は運輸審議会に諮り、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準とした標準的な運賃を定めることができること。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【安全保障委員会】

○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。
- 二 営外手当の月額を6,020円とすること。
- 三 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される平成30年12月期の期末手当の支給割合を100分の170とすること。
- 四 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される平成31年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の167.5とすること。
- 五 この法律は、公布の日から施行し、一から三に関する規定は、平成30年4月1日から適用すること。ただし、四に関する規定は、平成31年4月1日から施行すること。

【予算委員会】

○平成30年度一般会計補正予算（第1号）

本補正予算は、歳出面において、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、台風第21号、大阪北部地震などの災害からの復旧・復興や、公立小中学校等におけるエアコン設置や倒壊の危険性のあるブロック塀対応に必要な経費について措置を講ずるとともに、今後の災害対応等を勘案した予備費の追加を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことにより所要の補正措置を講ずるものである。

本補正の結果、平成30年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。

（原則として単位未満四捨五入）

歳入

当初	97,712,769百万円
補正	935,619百万円
計	98,648,388百万円

歳出

当初	97,712,769百万円
補正	935,619百万円
計	98,648,388百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨

五入）

歳入

1 公債金	695,000百万円
2 税外収入	4,198百万円
3 前年度剰余金受入	236,421百万円
計	935,619百万円

歳出

1 災害からの復旧・復興	727,488百万円
(1) 平成30年7月豪雨への対応	503,416百万円
(2) 平成30年北海道胆振東部地震への対応	118,784百万円
(3) 台風第21号、大阪北部地震等への対応	105,288百万円
2 学校の緊急重点安全確保対策	108,131百万円
(1) 熱中症対策としてのエアコン設置	82,208百万円
(2) 倒壊の危険性のあるブロック塀対応	25,923百万円

3 予備費の追加	100,000百万円
計	935,619百万円

○平成30年度特別会計補正予算（特第1号）

本補正予算は、一般会計予算補正に関連して、年金特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
子ども・子育て支援勘定		
当初	2,614,386	2,614,386
補正	524	524
計	2,614,910	2,614,910

【議院運営委員会】

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第1号）要旨

本案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い国会議員の秘書の給料の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会議員の秘書の全給料月額を改定すること。
- 二 平成30年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三 平成31年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、三は、平成31年4月1日から施行すること。
- 五 一及び二は、平成30年4月1日から適用すること。

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

○地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成31年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情等に鑑み、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等に対する国民の関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 平成31年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合及び公職選挙法第34条の2の規定（以下「90日特例の規定」という。）により行う場合を除き、選挙の期日及び告示の日を次のとおりとすること。

	選挙の期日	告示の日
都道府県知事の選挙	平成31年4月7日	同年3月21日
指定都市の長の選挙	同年4月7日	同年3月24日
都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙	同年4月7日	同年3月29日
指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙	同年4月21日	同年4月14日
町村の議会の議員及び長の選挙	同年4月21日	同年4月16日

二 平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、選挙の期日及び告示の日を一に掲げる日とすることができるものとする。

三 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法第33条の2第2項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙（補欠選挙等）のうち、同項の規定により選挙を行うべき期日が平成31年4月28日となるものの選挙の期日及び告示の日を次のとおりとすること。

	選挙の期日	告示の日
衆議院議員の補欠選挙等	平成31年4月21日	同年4月9日
参議院議員の補欠選挙等	同年4月21日	同年4月4日

- 四 90日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成31年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。
- 五 同時選挙、立候補の禁止及び寄附等の禁止に関し、必要な規定を設けるものとする。
- 六 この法律は、公布の日から施行するものとする。

【消費者問題に関する特別委員会】

○食品表示法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品を回収する食品関連事業者等に、回収に着手した旨及び回収の状況の届出を義務付ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 食品関連事業者等は、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。）、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するときは、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならないこと。
- 二 内閣総理大臣は、一による届出があったときは、その旨を公表しなければならないこと。
- 三 一による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処すること。
- 四 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 食品衛生法及び食品表示法違反の食品の自主回収情報を一元的に提供するシステムを速やかに整備し、本法を可及的速やかに施行するよう努めること。
- 二 食品衛生法及び食品表示法違反の食品の自主回収情報を一元的に提供するシステムを構築するに当たっては、情報を一覧化し、消費者にとって危害性等の種類や情報の重要度が分かりやすいものとなるよう工夫すること。また、システムの存在や活用方法について、消費者への普及・啓発に取り組むこと。
- 三 安全性に関わる表示事項（アレルゲン、保存方法、消費期限等）の欠落や誤表示などは健康危害を引き起こすおそれがあることから、消費者への情報提供の迅速性が求められていることに鑑み、自主回収の必要性が生じた時点での情報提供の在り方についても検討すること。
- 四 事業者が食品表示法違反により自主回収した食品が食品ロスとして廃棄さ

れないような取組を検討すること。また、食品ロスの削減に向けて一層推進し、必要な措置を速やかに講ずること。

五 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などにより訪日外国人旅行者の増加が見込まれることを踏まえ、食品に禁忌のある宗教やベジタリアン等への配慮も含め、訪日外国人旅行者が理解できるよう、食品表示の方法を検討すること。

六 食品表示が消費者に十分活用されていない状況に鑑み、食品表示制度の普及、理解の促進等に向け、消費者教育に一層取り組むこと。

IV 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、第196回国会閣法第45号)	サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣その他関係事業者等を構成員とするサイバーセキュリティ協議会を組織するものとするとともに、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務をサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に追加する等の措置を講ずるもの	(平成30年) 3/ 9	12/ 5
	○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第3号)	人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定するもの	11/ 6	11/28
	○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)	一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定するもの	11/ 6	11/28
	○天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案(内閣提出第13号)	天皇の退位等に関する皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする等の措置を講ずるもの	11/13	12/ 8

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
法務	○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）（修正）	<p>人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設け、その運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設するもの</p> <p>なお、分野別運用方針の産業上の分野における人材の不足の状況に関する事項について、人材が不足している地域の状況に関する事項を含む旨を明記するとともに、附則に、制度の運用に当たっての、人材が不足している地域の状況への配慮に関する規定を追加すること、附則の検討条項として、在留外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における特定の個人を識別できる番号等の利用の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること、特定技能の在留資格に係る制度の在り方に関する検討について、その検討の時期を施行後3年から施行後2年に改めること等の修正を行った。</p>	11/ 2	12/ 8
	○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うもの	11/ 6	11/28
	○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）		11/ 6	11/28
外務	○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	欧州連合との間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの	11/ 6	12/ 8

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	欧州連合及び欧州連合構成国との間で、全般的なパートナーシップの強化等を目的として、幅広い分野における対話、協力等の促進等について定めるもの	11/ 6	12/ 8
	○社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	中国との間で、年金制度への加入に関する法令の適用調整等について定めるもの	11/ 6	11/30
文部科学	○原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会における検討を踏まえ、万が一、原子力事故が発生した場合における原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、東電福島原発事故における対応のうち、仮払資金の貸付制度の創設や和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例など、一般的に実施することが妥当なもの等について所要の措置を講じるもの	11/ 2	12/ 5
	●特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第5号）	特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するもの	11/30	12/ 8
	●研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第6号）	科学技術・イノベーション創出の活性化を図るため、産学官連携によるイノベーションの創出の促進、研究開発法人及び大学等の経営能力の強化の推進、若手研究者の雇用の安定等について定めるもの	11/30	12/ 8
厚生労働	○水道法の一部を改正する法律案（第196回国会閣法第48号）（参議院送付）	水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、水道基盤強化計画の策定、水道施設台帳の作成、水道施設に関する公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入等の措置を講ずるもの	(平成30年) 3/ 9	12/ 6

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
厚生労働	●成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第10号）	成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため、施策の基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、成育医療等基本方針の策定等について定めるもの	12/ 5	12/ 8
	●移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第74号）	<small>さい</small> 臍帯血供給事業者が移植に用いる臍帯血について行う場合等を除き、移植に用いる臍帯血の採取、保存、引渡し等及び造血幹細胞移植用としての臍帯血の取引を業として行うことを禁止するもの	12/ 6	12/10
	●健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案（参議院提出、参法第75号）	循環器病対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、循環器病対策推進基本計画の策定について定めるとともに、循環器病対策の基本となる事項を定めるもの	12/ 6	12/10
農林水産	○漁業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第8号）	最近における漁業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、漁業生産力の発展を図るため、漁獲割当ての実施等による水産資源の保存及び管理のための制度の創設、漁業の生産性の向上及び漁場の適切かつ有効な活用を図るための漁業の許可及び免許に係る要件等に関する規定の整備等の措置を講ずるとともに、漁業協同組合等の事業の執行体制の強化を図るもの	11/ 6	12/ 8
	○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の適確な実施を確保するため、登録又は指定の日前から農林水産物等に使用されていた特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等の使用期間を制限するとともに、広告等における特定農林水産物等に係る地理的表示の使用を規制する等の措置を講ずるもの	11/ 6	11/30

委員会名	議案名	概要	提出	成立
国土交通	○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(内閣提出第5号)	海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講じようとするもの	11/ 6	11/30
	●ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案(国土交通委員長提出、衆法第7号)	障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項等を定めるもの	11/30	12/ 8
	●建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出、衆法第8号)	建築士試験の受験者の減少、建築士の高齢化等の建築士をめぐる現状に鑑み、建築物の設計、工事監理等を担う優れた人材を継続的かつ安定的に確保するため、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を改める等の所要の措置を講じようとするもの	12/ 4	12/ 8
	●貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出、衆法第9号)	貨物自動車運送事業の健全な発達及び事業用自動車の運転者の労働条件の改善を図るほか、貨物自動車運送事業の業務について平成36年度から時間外労働の限度時間の設定がされること等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により国民生活及び経済活動の重要な基盤である円滑な貨物流通に支障が生ずることのないよう、標準的な運賃を定めることができることとする等の措置を講じようとするもの	12/ 4	12/ 8
安全保障	○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	人事院勧告に対する政府の取扱い方針(閣議決定)に基づき、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省の職員の給与について改定を行うもの	11/ 6	11/28

委員会名	議案名	概要	提出	成立
予算	○平成30年度一般会計補正予算(第1号) ○平成30年度特別会計補正予算(特第1号)	歳出面において、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、台風第21号、大阪北部地震などの災害からの復旧・復興や、公立小中学校等におけるエアコン設置や倒壊の危険性のあるブロック塀対応に必要な経費について措置を講ずるとともに、今後の災害対応等を勘案した予備費の追加を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことにより所要の補正措置を講ずるもの この結果、平成30年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも9,356億円増加し、98兆6,484億円となる。 また、特別会計予算について、所要の補正措置を講ずる。	10/24	11/7
議院運営	●国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第1号)	一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行うもの	11/20	11/28
倫理選挙	○地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第12号)	全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成31年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情等に鑑み、都道府県及び指定都市の選挙については4月7日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙については同月21日に統一するとともに、これに合わせ、衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙等の期日についても、平成31年については同月21日とし、これらに伴う公職選挙法の特例を定めるもの	11/9	12/8
消費者問題	○食品表示法の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)	消費者に対する食品の安全性に関する適切な情報提供による健康危害の防止への取組を推進するため、食品関連事業者等が、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合には、その旨を内閣総理大臣に届け出ることを義務付ける等の措置を講ずるもの	11/9	12/8

V 決算等概要一覧

委員会名	議 案 名	概 要	提出	審議結果
総務	○日本放送協会平成26年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	日本放送協会の平成26年度決算であり、一般勘定において、経常事業収入6,730億円、経常事業支出6,561億円、差引き経常事業収支差金が169億円であり、これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金が396億円となっているもの	(平成28年) 2/ 9	12/ 4 異議が ない
	○日本放送協会平成27年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	日本放送協会の平成27年度決算であり、一般勘定において、経常事業収入6,859億円、経常事業支出6,670億円、差引き経常事業収支差金が188億円であり、これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金が288億円となっているもの	(平成28年) 11/29	12/ 4 異議が ない

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

委員会名	議案名	概要
内閣	○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第196回国会閣法第56号）	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るもの
	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外16名提出、第195回国会衆法第4号） （立憲・希望 [*] ・無会・共産・自由・社民）	国民主権の理念にのっとり、公文書等のより適正な管理に資するため、行政文書等の範囲の拡大、閣議等の議事録の作成、行政文書等の保存期間の上限及び下限の設定並びに行政文書管理指針の策定について必要な事項を定め、並びに国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう行政文書ファイルをまとめる旨を明記するとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるために必要な措置等を講ずるもの
	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（後藤祐一君外13名提出、第196回国会衆法第21号） （立憲・国民・無会・自由・社民）	行政文書の管理をめぐる昨今の状況を踏まえ、国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が十分に果たされるようにするため、行政文書の決裁に係る手続は原則として電子的に行われなければならないこととし、及び決裁済行政文書の変更を禁止するとともに、独立公文書監視官に関する規定の創設、行政文書の管理の適正に関する通報の制度の創設等の措置を講ずるもの
	●国家公務員法等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第30号） （立憲・国民・無会・社民）	国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずるもの

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●国家公務員の労働関係に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第31号） （立憲・国民・無会・社民）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの</p>
	<p>●公務員庁設置法案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第32号） （立憲・国民・無会・社民）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの</p>
	<p>●性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第35号） （立憲・国民・無会・共産・維新・自由・社民）</p>	<p>性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定める等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（逢坂誠二君外12名提出、衆法第11号） （立憲・国民・無会・自由）</p>	<p>公文書等の管理の適正化の推進を総合的かつ集中的に行うため、公文書等の管理の適正化の推進について、その基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、公文書等管理審議会を設置するもの</p>
	<p>●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（西村智奈美君外10名提出、衆法第12号） （立憲・国民・無会・共産・社民・自由）</p>	<p>全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
総務	<p>●行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外14名提出、第195回国会衆法第5号） （立憲・希望*・無会・自由・社民）</p>	<p>国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの</p>
法務	<p>●組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外6名提出、第195回国会衆法第8号） （立憲・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条の2第1項及び第2項の罪を廃止するもの</p>
	<p>●民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外4名提出、第196回国会衆法第37号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入するもの</p>
文部科学	<p>●学校教育の情報化の推進に関する法律案（遠藤利明君外6名提出、衆法第13号） （自民・立憲・国民・公明・無会・維新）</p>	<p>学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
厚生労働	<p>●介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（吉田統彦君外9名提出、第196回国会衆法第38号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの</p>
	<p>●保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（西村智奈美君外9名提出、第196回国会衆法第39号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの</p>
	<p>●産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第40号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>産後ケアセンターの設置を推進するため、産後ケアセンターを児童福祉施設として位置付けるとともに、産後ケアセンターを経営する事業を第二種社会福祉事業として位置付けるもの</p>

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	<p>●児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（岡本充功君外10名提出、第196回国会衆法第41号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>児童虐待に迅速かつ適切に対応するため、各児童相談所に置かれる児童福祉司の増員を図るとともに、通告を受けた児童等が居住地を移した場合における児童相談所相互間の資料又は情報の提供等について定めるもの</p>
農林水産	<p>●主要農作物種子法案（後藤祐一君外 8 名提出、第196回国会衆法第13号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うもの</p>
	<p>●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外 4 名提出、第196回国会衆法第18号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの</p>
	<p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（佐々木隆博君外 4 名提出、第196回国会衆法第19号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p>
	<p>●畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外 6 名提出、第196回国会衆法第23号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>畜産経営の安定を図るため、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に関する措置について、環太平洋パートナーシップ協定及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずるか否かにかかわらず、法令に基づく措置として早期に実施するもの</p>
	<p>●農業者戸別所得補償法案（長妻昭君外 6 名提出、第196回国会衆法第33号） （立憲・国民・無会・自由・社民）</p>	<p>農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの</p>

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	●原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（長妻昭君外5名提出、第196回国会衆法第7号） （立憲・共産・自由・社民）	原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革に関し、基本的な理念及び方針を定め、国等の責務を明らかにし、並びに原発廃止・エネルギー転換改革推進計画の策定等について定めるとともに、原発廃止・エネルギー転換改革推進本部を設置することにより、原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革を総合的かつ計画的に推進するもの
国土交通	●航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案（鷲尾英一郎君外9名提出、第196回国会衆法第43号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民・無）	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を集中的に推進するため、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の基本となる事項を定めるもの
環境	●対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案（柿沢未途君外5名提出、第196回国会衆法第6号） （立憲・希望※・社民）	原子力緊急事態宣言がされた後、解除された「特定原子力事業所」に設置された発電用原子炉施設について、申請期間内に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく適合性審査の申請がされないときは、当該発電用原子炉の設置許可を取り消す等、同法の特例を定めるもの
決算 行政監視	●会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外13名提出、第196回国会衆法第22号） （立憲・国民・無会・自由・社民）	会計検査院の検査に係る機能の強化を図るため、懲戒処分要求の対象の拡大及び懲戒処分要求への人事院等の関与の強化、国会及び内閣への随時報告の義務付け、意見表示又は処置要求に関する制度の強化等を行うもの
	○平成29年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第196回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成29年10月6日から平成29年10月30日までの間において決定された使用額は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等7件、計639億円余
	○平成29年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第196回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成30年3月23日から平成30年3月26日までの間において決定された使用額は、大雪に伴う道路事業に必要な経費等2件、232億円余

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
決 算 行政監視	○平成28年度一般会計歳入歳出決算 平成28年度特別会計歳入歳出決算 平成28年度国税収納金整理資金受払計算書 平成28年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入102兆7,740億円余、歳出97兆5,417億円余であり、差引き剰余は5兆2,322億円余 特別会計の決算額は、14の特別会計があつて歳入合計410兆1,617億円余、歳出合計395兆3,607億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額72兆356億円余、一般会計等の歳入への組入額等は70兆7,457億円余であり、資金残額は1兆2,899億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆650億円余、支出合計9,068億円余
	○平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より9,097億円余増加し、106兆79億円余
	○平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より242億円余増加し、1兆806億円余
	○平成29年度一般会計歳入歳出決算 平成29年度特別会計歳入歳出決算 平成29年度国税収納金整理資金受払計算書 平成29年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入103兆6,440億円余、歳出98兆1,156億円余であり、差引き剰余は5兆5,284億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計386兆4,869億円余、歳出合計374兆1,502億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額75兆9,847億円余、一般会計等の歳入への組入額等は74兆6,234億円余であり、資金残額は1兆3,612億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆1,296億円余、支出合計9,618億円余
	○平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成29年度末現在額は、平成28年度末現在額より8,161億円余増加し、106兆8,241億円余
	○平成29年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成29年度末現在額は、平成28年度末現在額より301億円余増加し、1兆1,108億円余

委員会名	議 案 名	概 要
倫理選挙	<p>●政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（森山浩行君外 5 名提出、衆法第 2 号） （立憲・無会）</p>	<p>会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（森山浩行君外 9 名提出、衆法第 3 号） （立憲・国民・無会・社民）</p>	<p>公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満20年に、参議院議員及び都道府県知事については満25年に、それぞれ引き下げるもの</p>
	<p>●政治資金規正法の一部を改正する法律案（森山浩行君外10名提出、衆法第 4 号） （立憲・国民・無会・社民・自由）</p>	<p>国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずるとともに、収支報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表を義務付けるもの</p>
震災復興	<p>●被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（階猛君外 4 名提出、第196回国会衆法第 2 号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始の支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の額を引き上げるとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げる等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（階猛君外 4 名提出、第196回国会衆法第 3 号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>災害弔慰金の支給等について、国による支給基準の作成及び公表、市町村における合議制の機関の設置並びに制度の周知に関する規定を設ける等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外 4 名提出、第196回国会衆法第 4 号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>復興整備事業の円滑化及び迅速化を図るため、被災関連都道府県知事の所轄の下に用地委員会を設置するとともに、補償金の予納に基づく権利取得裁決前の土地の使用等を内容とする土地の収用又は使用に係る特別の措置を創設する等のもの</p>
	<p>●東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（階猛君外 4 名提出、第196回国会衆法第 5 号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>東日本大震災からの復興の推進に寄与するため、遺産の分割を円滑に行うための情報の提供等及び不在者財産管理人に関する民法等の特例等について定めることにより、相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化を図るもの</p>

※希望の党・無所属クラブ

< 憲法審査会 >

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

議 案 名	概 要
<p>●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（細田博之君外6名提出、第196回国会衆法第42号） （自民・公明・維新・希望※）</p>	<p>憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、在外選挙人名簿への登録の移転の制度の創設に伴う在外投票人名簿への登録についての規定の整備、共通投票所制度の創設、期日前投票制度の見直し、洋上投票の対象の拡大、繰延投票の期日の告示の期限の見直し、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大等の措置を講ずるもの</p>

※希望の党